

標茶町農業協同組合 一般事業主行動計画（第6回）

<計画概要>

当組合では、所定労働時間の削減等を実施し、健全な職場作りを行います。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内における、年次有給休暇の取得率向上を目指す。

<対策>

- 令和 2年 4月 年次有給休暇取得に向けた周知徹底及び取得状況の報告
10月 年次有給休暇取得状況の確認並びに安全衛生委員会等への報告
- 令和 3年 4月 年次有給休暇取得状況の報告
10月 取得状況の確認
- 令和 4年 4月 年次有給休暇取得状況の報告
10月 取得状況の確認
- 令和 5年 4月 年次有給休暇取得状況の報告

目標2：計画期間内における、所定時間外労働時間を削減する為に全体の残業時間を10%削減する。

<対策>

- 令和 2年 4月 安全衛生委員会等で職員へ周知
安全衛生委員会等で基準残業時間に対する削減目標を設定
朝礼時における周知アナウンス
- 令和 3年 4月 安全衛生委員会等で基準残業時間に対する削減率を周知
- 令和 4年 4月 安全衛生委員会等で基準残業時間に対する削減率を周知
- 令和 5年 4月 安全衛生委員会等で
社内広報誌などによる職員への周知